

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年2月28日（火）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町農村環境改善センター 2階 農業研修室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第49号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第50号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第51号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第52号 農用地利用集積計画書（No.177）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第53号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と、8番 池田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第49号から議案第53号の5議案です。</p>
議 長	<p>議案第49号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号46番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>譲受人が10年以上耕作されている土地で、譲渡人が相続で取得されたことを機に、譲受人へ譲渡されます。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号46番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号46番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	議案第 <u>50</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号7番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
7 番 委 員	現地確認に行きました。周囲は圃場整備されていますが、申請地は圃場整備の対象になっていない所です。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ありません。なお、始末書の提出がありました。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>51</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号19番は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号の例外許可規定「農産法の施設整備」に該当しますので、許可意見としております。なお、開発行為許可については申請中です。</p> <p>事案番号20番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。

1 番委員	将来的にカモ井加工紙(株)の工場となります。申請地は優良農地ですが、地権者及び耕作者の双方が転用について合意しています。地域の発展という側面もあるため、転用はやむを得ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問することを議決します。 岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合、許可意見として岡山県へ意見書を提出します。岡山県から許可通知があり、かつ開発行為許可申請書について許可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議決します。
議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地の確認をしました。排水等問題なく、周辺農地への影響もありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>52</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 177) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第52号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 (計画の内容について説明)

議 長	議案第 5 2 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 5 2 号について、「異議なし」と決定します。
議 長	議案第 5 3 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断 について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、7 地区、4 8 筆、約 2 . 2 h a です。 (抽出基準、各地区の一覧表、地図についての説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第 5 3 号につきまして、リストのとおり、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 5 3 号につきまして、リストのとおり、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。
議 長	次に 4. 各種報告 について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号 2 番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地改良届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長 三谷地区 推進委員 山田地区 推進委員 川面地区 推進委員 中川地区 推進委員	<p>(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番から4番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号5番から21番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号22番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号23番について、確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>